

令和元年度 菊池川学識者懇談会 議事概要

日時：令和元年10月18日（金）10:30～12:00

場所：菊池川河川事務所 1階会議室

【出席者】

大本委員、木村委員、佐藤委員、田中委員、馬場委員、藤井委員、皆川委員
渡邊委員

【規約等】

- ◆規約第5条（委員長）に基づき、委員長は大本委員が選出された。
- ◆規約第6条（公開）について、公開方法（案）とおり了承された。

【要旨】 ■：委員 □：事務局

○菊池川総合水系環境整備事業再評価について

1) 質疑

- 水辺整備により草の繁茂で入りにくい場所や水辺に近づきにくい場所を、人が川に入りやすくすることはその場の生物的な自然環境としてはあまり好ましいことではないと考える。
- 高瀬地区などは元々舟運など人間の活動が行われていた場所であり、文化や歴史の再現との視点もある。

- 今回審議箇所環境整備は河川の利活用に重点が置かれているが、生態系に配慮し河川環境も重要視すべきではないか。
- 環境整備事業には自然再生事業と水辺整備事業の2つがある。今回説明した審議箇所は水辺整備事業であり河川の利活用を考慮して整備を行って行く事業となるが、環境的な配慮も行い、河川の利活用とのバランスを取りながら整備を進めて行く。

- 河川内の植生は、一度河川整備すると外来種が繁茂し易くなるので、保全出来る部分は保全した方が良い。
- 今後の設計で検討する。

- 菊池地区の整備イメージを見ると左岸側に河畔林が繁茂している。その河畔林沿いに管理用通路を整備されるようだが、通路の幅が大きいと生態が分断される恐れがあると思われるので、留意が必要。
- 植物の観点で見ると、ヤナギ等が河畔林であり、人工林のようなものは含まない。現地をしっかりと確認しておくことが必要。
- 現地を確認した上で、今後の設計で検討する。

■まち側の整備と一緒に川づくりにおいて、川の整備については、川づくりが専門の国土交通省が行うことから、自然環境に配慮しないということはないと考えている。

□これまで同様に環境に配慮し河川整備を実施していく。

■管理用通路を左岸に通すときに、水際に護岸が入る場合には、河岸が滑らかになり流速が上がり、主流部が左岸によることから、右岸側の堆積抑制が上手くいかないと思うので、十分留意して欲しい。

□今後の設計で検討する。

■菊池市は、歴史を活かしたまちづくりについては大変遅れていたように思うので、そのような面も考慮して整備を進めて欲しい。

□かわまちづくり協議会等において菊池市にも伝えておく。

■水辺整備すると親水性が高くなるので、利用の安全面を配慮する必要があると思う。

■水辺整備をしても絶対安全という場所は河川にはないと思うので、利用する方々にそのような意識をもって利用してもらいたい。

□安全面にも配慮しつつ整備を行っていくが、周知もしていきたい。

2) 事業再評価結果

菊池川総合水系環境整備事業は、「引き続き事業を継続」することを了承する。